

平成 20 年 10 月 15 日

株式会社 ○○○○

健保 太郎 様 9999 - 1

1

中部アイティ産業健康保険組合

被扶養者の認定状況の確認（検認）を行います

被扶養者の認定状況の確認（検認）は、毎年実施することになっています。

健康保険法施行規則第 50 条^{注1}及び、厚生労働省保険局長通知（保発第 1029004 号^{注2}）厚生労働省保険局保険課長通知（保保発第 1029005 号^{注3}）により、適正な保険診療を受けていただくためと、納付金等の適正納付の観点から被扶養者としてすでに認定された方が、引き続きその資格があるかどうかを確認するものです。

検認に必要となる書類は別紙(1)・別紙(2)をご覧の上、不足のないようご提出ください。検認に必要な書類をご提出いただかない場合は、健康保険法施行規則第 50 条7項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。」により、被保険者証は無効になりますのでご注意ください。

尚、データ抽出は 9 月 30 日付けで行っておりますので、それ以後の被扶養者抹消は反映されておりませんのでご了承をお願いいたします。

健保 太郎 様のご家族で検認対象者となる方は次のとおりです。

☆検認の対象となる方

健保 花子 様

健保 一郎 様

☆書類提出期限

平成 20 年 11 月 14 日（金）

☆提出方法

事業所ご担当者様を通して健保組合へ提出
（ご担当者様へ提出の際は、内容が見えないように封書ご利用可）

添付書類：・健康保険被扶養者調書（検認時） 1 枚／検認対象者 1 人
・別紙 1・別紙 2

^{注1}健康保険法施行規則第 50 条

1 社会保険事務所長等または健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる。

^{注2}厚生労働省保険局長通知保発第 1029004 号

1 被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること。

^{注3}厚生労働省保険局保険課長通知保保発第 1029005 号

1 被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。